

X線取扱者登録手続きの手順

(工学部等)

【新規登録の場合】

1 新規登録のための条件

(1) 講習会の受講

1) X線発生装置を取り扱う者はアイソトープ統合安全管理センターが実施する「X線取扱講習会」を受講すること。

講習会は、例年、4月から5月頃及び10月に実施されており、部門長等あてに通知するので、必ず受講すること。

2) 工学部が別途実施する「工学部等放射線障害予防規程等講習会」を必ず受講すること。

(2) 特別健康診断の受診（*該当者のみ）

放射線障害防止血液検査室（病院地区）において実施する特別健康診断（血液、皮膚）を受診すること。

特別健康診断は、例年、5月（第Ⅰ期）、9月（第Ⅱ期）、11月（第Ⅲ期）及び2月（第Ⅳ期）の年4回実施されており、職員係又は学生支援係から日程の通知・受診希望の照会等を部門長等あてに通知するので、指定された日時に必ず受診すること。

2 登録手続き

上記1の条件を満たした新規登録希望者は、学術推進係から関係書類（登録申請カード、取扱者手帳、ガラスバッジ申込書（*該当者のみ））を受け取り、下記のとおり関係書類に必要事項を記入して、学術推進係に提出すること。

講習会受講の確認及び健康診断の結果が可であることの確認ができた者について登録するが、ガラスバッジの交付には登録後2週間程度の期間を要するので、実験等の日程を勘案し早めに登録手続きを行うこと。

1) 取扱者手帳の1ページ及び4ページに必要事項を記入する。

2) 申請カードに必要事項を記入（記入例参照）し、学生の場合は指導教員（又は研究室責任者）の承諾印を受けること。（登録番号は記入しない。）

3) ガラスバッジ申込書に必要事項を記入すること。（申込み責任者は、放射線取扱主任者であるので、氏名は記入しなくてもよい。）

3 その他

(1) 新規登録者は、登録6ヶ月後に健康診断（血液、皮膚の検査）を必ず受診しなければならない。（*該当者のみ）

(2) 新規登録は、随時受け付けている。